

## 昭和二十八年政令第二百四十号

船員保険法施行令

内閣は、船員保険法（昭和十四年法律第七十三条）第二条第二項及び第十六条ノ二の規定に基き、この政令を制定する。

### 目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 保険給付（第二条～第十六条）
- 第三章 費用の負担（第十六条の二～第三十三条）
- 第四章 雜則（第三十四条～第四十七条）
- 附則 第一章 総則

（法第一条第三項の常時勤務することを要しない者で政令で定めるもの）

第一条 船員保険法（以下「法」という。）第二条第三項の常時勤務することを要しない者で政令で定めるものは、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第四十四条の五第一項に規定する者とする。

### 第二章 保険給付（付加給付）

第二条 法第三十条の規定に基づき政令で定めるところにより給付する保険給付として、法第七十二条の規定による葬祭料の支給に併せて葬祭料付加金を支給することとし、その金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 法第七十二条第一項の規定による葬祭料の一月分に相当する金額

二 法第七十二条第二項の規定による葬祭料の支給に併せて支給する場合にイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には零とする。）

イ 被保険者の資格喪失当時の標準報酬月額の二月分に相当する金額

ロ 第六条に定める金額

二 法第七十二条第二項の規定による葬祭料の支給に併せて支給する場合にイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には零とする。）

イ 被保険者の資格喪失当時の標準報酬月額の二月分に相当する金額

ロ 第六条に定める金額

二 法第三十条の規定に基づき政令で定めるところにより給付する保険給付として、法第八十条の規定による家族葬祭料の支給に併せて家族葬祭料付加金を支給することとし、その金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

2

法第三十条の規定に基づき政令で定めるところにより給付する保険給付として、法第八十条の規定による家族葬祭料の支給に併せて家族葬祭料付加金を支給することとし、その金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該被扶養者が死亡した当時の当該被保険者の標準報酬月額の二月分に相当する金額の百分之七十に相当する金額

二 第六条に定める金額（一部負担金の割合が百分の三十となる場合）

（一部負担金の割合が百分の三十となる場合）

（法第五十五条第一項第三号の政令で定めるところにより算定した報酬の額は療養の給付を受ける月の標準報酬月額とし、同号の政令で定める額は二十八万円とする。）

（前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者については、適用しない。）

一 被保険者及びその被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円（当該被扶養者がいない者にあつては、三百八十三万円）に満たない者

二 被保険者（その被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）がいない者であつてその被扶養者であつた者（法第二条第九項ただし書に該当するに至つたため被扶養者でなくなつた者であつて、同項ただし書に該当するに至つた日の属する月以後五年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同項ただし書に該当するものをいう。以下この号において同じ。）がいるものに限る。）及びその被扶養者であつた者について前号の厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円に満たない者

（法第六十六条に規定する政令で定める額の算定）

（法第六十六条に規定する政令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円に満たない者）

（法第六十六条に規定する政令で定める額の算定）

（法第六十六条に規定する政令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円に満たない者）

算額

二 当該被保険者が法第三十三条第四項に規定する下船後の療養補償に相当する療養の給付及び保険外併用療養費、療養費又は訪問看護療養費の支給を受けないものとした場合に当該被保険者に対する第八条の規定により支給されることとなる高額療養費の額と当該場合に当該被保険者に対する第十一条の規定により支給されることとなる高額介護合算療養費の額との合算額と当該各号に定める額との差額を超える場合にあつては、当該額との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいわゆる少額の額

（傷病手当金の併給調整の対象となる年金の額と当該各号に定める額との合算額と当該各号に定める額との差額のいわゆる少額の額）

（傷病手当金と障害手当金等との併給調整）

（傷病手当金の併給調整の対象となる年金の額と当該各号に定める額との合算額と当該各号に定める額との差額のいわゆる少額の額）

給付

ができる報酬の全部若しくは一部の額及び第七十四条の二に該当する年金の額と当該各号に定める額との合算額と当該各号に定める額との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいわゆる少額の額

（第七十四条の二に該当する年金の額と当該各号に定める額との合算額と当該各号に定める額との差額のいわゆる少額の額）



同一の月に、それぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る前項第一号及び第二号に掲げる額を当該被保険者又はその被扶養者ごとにそれぞれ合算した額から次項の規定により支給される高額療養費の額のうち、当該被保険者又はその被扶養者に係る額をそれぞれ控除した額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該それぞれ控除した額から高額療養費算定基準額を控除した額の合算額を高額療養費として支給する。

一 高齢者の医療費の確保に関する法律（昭和五十七年法律第十八号）第五十一条第一号に該

定による協会の認定を受けた場合における同項に規定する特定疾病給付対象療養及び当該被保険者又はその被扶養者が第九項の規定による協会の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く)を受けた場合において、当該被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ同一の病院等について受けた当該特定給付対象療養に係る第一項第一号イからHまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからHまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

第

（年間の高額療養費の支給要件及び支給額）  
**八条の二** 高額療養費は、第一号から第四号までに掲げる額を合算した額（以下この項において「基準日被保険者合算額」という。）第五号から第八号までに掲げる額を合算した額（以下この項において「基準日扶養者合算額」といふ。）又は第七号から第十二号までに掲げる額を合算した額（以下この項において「基準日被扶養者合算額」といふ。）の病院等について受けた当該療養に係る第一項第一号から第八号までに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヘまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

—

被保険者が被保険者（法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の外来療養に限る。以下この条において同じ。）（法第六十七条第一項及び第八十二条第一項の規定による保険給付に係る外来療養（以下この条において「継続給付に係る外来療養」という。）を含む。）に係る次に掲げる額の合算額（前条第一項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該者に係る支給額を控除した額とする。）

イ 当該外来療養（特定給付対象療養を除く。）に係る前条第一項第一号イからヘまでに掲げる額を合算した額

ロ 当該外来療養（特定給付対象療養を除く。）に係る前条第一項第一号イからヘまでに掲げる額を合算した額

—

被保険者が被保険者（法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の外来療養に限る。以下この条において同じ。）（法第六十七条第一項及び第八十二条第一項の規定による保険給付に係る外来療養（以下この条において「継続給付に係る外来療養」という。）を含む。）に係る次に掲げる額の合算額（前条第一項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該者に係る支給額を控除した額とする。）イ 当該外来療養（特定給付対象療養を除く。）に係る前条第一項第一号イからヘまでに掲げる額を合算した額ロ 当該外来療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該者がなお負担すべき額

二 計算期間（基準日被保険者の被扶養者（基準日において被保険者の被扶養者である者に限る。以下この条及び第十一条において「基準日被扶養者」という。）が被保険者であり、かつ、当該基準日被保険者が当該基準日被扶養者の被扶養者であった間に限る。）において、当該基準日被保険者が被保険者の被扶養者である場合を除く。）に係る前号に規定する合算額

三 計算期間（基準日被保険者が組合等の組合員等であった間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該組合等の組合員等（法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

四 計算期間（基準日被扶養者が組合等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、基準日被保険者が当該基準日被扶養者の被扶養者等である場合を除く。）において、当該基準日被保険者が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第七十六条第二項第一号ニの規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

四

計算期間（基準日において被保険者（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）に基づく共済組合の組合員を除く。以下この条、第十条第十一項及び第十二条から第十三条までにおいて「同じ。」である者（以下この条並びに第十二条第一項、第二項、第四項及び第六項において「基準日被保険者」という。）が被保険者であつた間に限る。）において、当該基準日

四

〔計算期間（基準日被扶養者が組合等（高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、基準日被保険者が当該基準日被扶養者の被扶養者等であった間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第七十六条第二項第一号ニの規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について

五 厚生労働省令で定めるところにより算定した額  
第一号に規定する合算額に相当する額として  
七 計算期間（基準日被保険者が被保険者であ  
り、かつ、基準日被扶養者が当該基準日被保  
険者の被扶養者であった間に限る。）において  
て、当該基準日被扶養者が被保険者の被扶養  
者（法第七十六条第一項第一号ニの規定が適  
用される者である場合を除く。）として受け  
た外来療養（継続給付に係る外来療養を含  
む。）に係る第一号に規定する合算額  
六 計算期間（基準日被扶養者が被保険者であ  
つた間に限る。）において、当該基準日被扶  
養者が被保険者（法第五十五条第一項第三号  
の規定が適用される者である場合を除く。）  
として受けた外来療養（継続給付に係る外来  
療養を含む。）に係る第一号に規定する合算  
額  
七 計算期間（基準日被保険者が組合等（高齢  
者の医療の確保に関する法律に基づく後期高  
齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（後  
期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、  
かつ、基準日被扶養者が当該基準日被保険者  
の被扶養者等（あつた間に限る。）として受け  
た間に限る。）において、当該基準日被扶  
養者が当該組合等の組合員等（被扶養者等  
（法第七十六条第二項第一号ニの規定が適  
用される者である場合を除く。）として受け  
た間に限る。）として受けた外来療養について  
第一号に規定する合算額に相当する額として  
厚生労働省令で定めるところにより算定し  
た額  
八 計算期間（基準日被扶養者が組合等の組合  
員等（あつた間に限る。）において、当該基  
準日被扶養者が当該組合等の組合員等（法第  
五十五条第一項第三号の規定が適用される者  
に相当する者である場合を除く。）として受け  
た外来療養について第一号に規定する合算  
額に相当する額として厚生労働省令で定める  
ところにより算定した額  
九 計算期間（基準日被保険者が被保険者であ  
り、かつ、当該基準日被保険者の被扶養者であ  
つた者（基準日被扶養者を除く。）が当該基  
準日被保険者の被扶養者であつた間に限  
る。）において、当該基準日被保険者の被扶  
養者であつた者（基準日被扶養者を除く。）  
が被保険者の被扶養者（法第七十六条第二項  
第一号ニの規定が適用される者である場合を除  
く。）において、当該基準日被保険者の被扶  
養者であつた者（基準日被扶養者を除く。）

係る外来療養を含む。)に係る第一号に規定する合算額

十 計算期間 (基準日被扶養者が被保険者であつた者(基準日被扶養者を除く。)が当該基準日被扶養者の被扶養者であつた間に限り、)において、当該基準日被扶養者の被扶養者であつた者(基準日被保険者を除く。)が被保険者の被扶養者(法第七十六条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。)に係る第一号に規定する合算額

十一 計算期間 (基準日被保険者が組合等(高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。)の組合員等(後期高齢者医療の被保険者を除く。)であるか、かつ、当該基準日被保険者の被扶養者等であつた者(基準日被扶養者を除く。)が当該基準日被保険者の被扶養者等であつた間に限り、)において、当該基準日被保険者の被扶養者等であつた者(基準日被扶養者を除く。)が当該基準日被扶養者の被扶養者等であつた間に限り、)に相当する者である場合を除く。)として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

十二 計算期間 (基準日被扶養者が組合等(高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。)の組合員等(後期高齢者医療の被保険者を除く。)であるか、かつ、当該基準日被扶養者の被扶養者等であつた者(基準日被扶養者を除く。)が当該基準日被扶養者の被扶養者等であつた間に限り、)において、当該基準日被扶養者の被扶養者等であつた者(基準日被扶養者を除く。)が当該基準日被扶養者の被扶養者等であつた間に限り、)に相当する者である場合を除く。)として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

前項の規定は、計算期間において被保険者であつた者(基準日被扶養者に限る。)に対する高額療養費の支給について準用する。この場合

基準日被扶養者等を 基準日組合員等を 基準日被保険者と、 基準日被扶養者等	基準 算額」という。)	「基準日組合員等合 算額」という。)	この表において この表において この表において この表において	高額を除した額 を控除する額を 算額を定めること により算定した第 一項第一号から第 四号までに掲げる 額に相当する額を 合算した額(以下 この表において 「基準日組合員等合 算額」という。)	基準日被扶養者 等合算額のうち 基準日被扶養者 等を基準日被扶 養者と、基準日被 扶養者等を基準日 被扶養者とそれぞれ みなしして厚生労 働省令で定めるところ により算定した第 一項第一号に掲げる 額に相当する額を 合算した額を、基準 日被扶養者等合算額 で除して得た率	基準日組合員等 を基準日被保険 者と、基準日被扶 養者等を基準日被 扶養者とそれぞれ みなしして厚生労 働省令で定めるところ により算定した第 一項第一号に掲げる 額に相当する額を 合算した額を、基準 日被扶養者等合算額 で除して得た率	基準日組合員等 を基準日被保険 者と、基準日被扶 養者等を基準日被 扶養者とそれぞれ みなしして厚生労 働省令で定めるところ により算定した第 一項第一号に掲げる 額に相当する額を 合算した額を、基準 日被扶養者等合算額 で除して得た率

第五号から第八号までに掲げる額に相当する額を合算した額（以下この表において「元被扶養者合算額」という。）	基準日組合員等を基準日被保険者と、基準日被扶養者等を基準日被扶養者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところによるところに相当する額を合算した額（以下この表において「元被扶養者合算額」という。）	額を算定した額を除して得た率
		元被扶養者合算額のうち、基準日組合員等を基準日被保険者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところによるところに相当する額を合算した額（以下この表において「元被扶養者合算額」という。）

前項の規定は、計算期間において被保険者であつた者（基準日において組合等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）の被扶養者等である者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、同項ただし書中「第五十五条第一項第三号」とあるのは「第七十六条第一項第一号ニ」と、同項の表中「を基準日被保険者と、基準日被扶養者等」とあるのは「（基準日において組合等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）である者をいう。以下この表において同じ。）を基準日被保険者と、基準日被扶養者等」と、「第一項第一号に」とあるのは「第一項第二号に」と、「第一項第五

5 号に」とあるのは「第一項第六号に」と、「第一項第九号に」とあるのは「第一項第十号に」と読み替えるものとする。  
計算期間において被保険者であつた者（基準

号に」とあるのは「第一項第六号に」と、第一項第九号に」とあるのは「第一項第十号に」と読み替えるものとする。  
計算期間において被保険者であつた者（基準日において後期高齢者医療の被保険者である者に限る。以下この項において「基準日後期高齢者医療被保険者」という。）に対する高額療養費は、次の表の上欄に掲げる額のいずれかが高額療養費算定期準額を超える場合に支給するものとし、その額は、同表の中欄に掲げる額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額とする。ただし、当該基準日後期高齢者の医療被保険者が基準日において法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合は、この限りでない。

6 第一項（第二項において準用する場合を含む。）、第三項（第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において「組合等」とは、健康保険（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者（第十二条第四項において「日雇特例被保険者」という。）の保険を除く。）の保険者としての協会、健康保険組合、同法第一百二十三条第一項の規定による保険者としての協会、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を

7 第二項（第二項において準用する場合を含む。）、第三項（第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において「組合員等」とは、健康保険の被保険者（日雇特例被保険者であつた者（健康保険法施行令第四十一条の二第九項に規定する日雇特例被保険者であつた者をいう。第十二条第四項において同じ。）を含む。）、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者、国民健康保険の被保険者の属する世帯主（以下「国民健康保険の世帯主等」という。）又は後期高齢者医療の被保険者をいう。

第一項（第二項において準用する場合を含む。）、第三項（第二項において準用する場合を含む。）及び第四項において「組合員等」とは、健康保険の被保険者（日雇特例被保険者であつた者（健康保険法施行令第四十一条の二第九項に規定する日雇特例被保険者であつた者をいう。第十二条第四項において同じ。）を含む。）、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者、国民健康保険の被保険者の属する世帯主（以下「国民健康保険の世帯主等」という。）又は後期高齢者医療の被保険者をいう。

第八項 第二項（第二項において準用する場合を含む。）、第三項（第四項において準用する場合を含む。）及び第四項（第四項において「被扶養者等」とは、健康保険法、國家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者又は国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該国民健康保険の世帯主等以外の国民健康保険の被保険者をいう。）

（高額療養費算定基準額）

第九条 第八条第一項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第五号までに掲げる者以外の者

七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の二を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てて、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、当該療養のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費（同条第一項から第四項までの規定によるものに限る。）が支給されている月数が三月以上ある場合（以下この条及び次条第二項において「高額療養費多數回該当の場合」という。）にあつては、四万四千四百円とす。

二 療養のあつた月の標準報酬月額が八十三万円以上の被保険者は又はその被扶養者 二千五百円と、第八条第一項第一号及び二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十円以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多回該当の場合にあつては、十四万円とします。

四 三

療養のあつた月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満の被保険者又はその被扶養者　十六万七千四百円と、第八条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除了した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てて、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費數回該当の場合につては、九万三千円とする。

療養のあつた月の標準報酬月額が二十八万

**第九条** 第八条第一項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
一 次号から第五号までに掲げる者以外の者  
八万円と、第八条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十六万

五 市町村民税非課税者（療養のあつた月の属  
し、高額療養費多數回該当の場合にあつて  
は、四万四千四百円とする。

第八条第二項の高額療養費算定基準額は、当該被扶養者に係る次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第五号までに掲げる被保険者以外の被保険者（四万五十円と、第八条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多數回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。）

二 前項第一号に規定する被保険者一千三百円と、第八条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万六千三百円と、

五 し、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

市町村民税非課税者（療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百一十八条の規定によつて課する所得割を除く。第十二条第一項第五号において同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。同号において同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行時に住所を有しない者を除く。）をいう。第三項第五号において同じ。）である被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあつた月において要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。第三項において同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者（第二号及び第三号に掲げる者を除く。）三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円と

合にあつては、二万二千二百円とする。  
前項第五号に規定する被保険者 一万七千七百円。ただし、高額療養費多數回該当の場合にあつては、一万二千三百円とする。  
第八条第三項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
一 次号から第六号までに掲げる者以外の者 五万七千六百円。ただし、高額療養費多數回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。  
二 法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が八十三万円以上の被保険者又はその被養者 二十五万三千六百円と、第八条第三項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額により算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に円未満の端数がある場合において、その端

三 前項第三号に規定する被保険者 八万三千七百円と、第八条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五十円とする。

四 前項第四号に規定する被保険者 二万八千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多數回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

五 市町村民税非課税者である被保険者若しくはその被扶養者は療養のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者（前三号又は次号に掲げる者を除く。）二万四千六百円

六 被保険者及びその被扶養者の全てが療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合には、前年度）の地方税法の規定による市町村民税（同法

三 法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満の被保険者又はその被扶養者 十六万七千四百円と、第八条第三項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十錢未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十錢以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万円とする。

四 法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が五十三万円未満の被保険者又はその被扶養者 八万円と、第八条第三項第一号及び

に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これら三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十五条の三第一項、第三十五条の三第一項第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）

の規定による特別区民税を含む。第十二条第二項第六号において同じ。)に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第二十一号に規定する各種所得の金額(同法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第四項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「八十万元」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれていての場合においては、当該給与所得についても、同条第二項の規定によつて計算した金額から十万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする)によるものとする。第十二条第二項第六号において同じ。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項

十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の大第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する相互主義による所得税等の課税等に関する法律（昭和四十年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第十二条第二項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十九項に規定する被保険者若しくはその扶養者又は療養のあつた月において同一の要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその扶養者（第二号から第四号までに掲げる者を除く。）一万五千円。

三 前項第三号に掲げる者 八万三千七百円  
 と、第八条第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てて、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合につきは、これを四万六千五百円とする。

四 前項第四号に掲げる者 四万五十円と、第八条第四項に規定する合算した額に係る療養に定めた当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てて、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを二円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合につきは、二万一千三百円とする。

五 前項第五号に掲げる者 一万一千三百円  
 前項第六号に掲げる者 七千五百円

六 第八条第五項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額（同条第四項各号に掲げる療養（以下この条及び第十一条第一項第一号において「七十五歳到達時特例対象療養」という。）に係るものにあつては、当該各号に定める額に二分の一を乗じて得た額）とする。

一 第三項第一号に掲げる者 一万八千円  
 二 第三項第五号又は第六号に掲げる者 八千円

七 第八条第六項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合  
 八万円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五十円）と、第八条第一項第一号イからまでに掲げる額に係る  
 同条第六項に規定する特定給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定し

二 満たないときは、（二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の前号の特定給付対象療養であつて、入院療養（法第五十三条第一項第五号に掲げる療養（当該療養に伴う同項第一号から第三号までに掲げる療養を含む。）をいう。次項及び第八項第二号において同じ。）である場合万七千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万八千八百円）

四 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の第一号の特定給付対象療養であつて、外来療養である場合一万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、九千五百円）

五 第八条第七項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

イ 第一項第一号に掲げる者 八万円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五十円）と、第八条第一項第六号イから八号までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十三万三千五百円。以下このイにおいて同じ。）に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、当該

特定疾病給付対象療養（入院療養に限る。）のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費（当該特定疾病給付対象療養（入院療養に限る。）を受けた被保険者はその被扶養者がそれぞれ同一の病院又は診療所から受けた入院療養に係るものであつて、同条第七項の規定によるものに限る。）が支給されている月数が三月以上ある場合（以下この項において「特定疾病給付対象療養に係るものにあつては、十二万六千三百円」といふ。）と、第八条第一項第一号イから八までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定された当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四十二万五千円。以下この口において同じ。）に満たないときは、八十四万一千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多數回該当の場合にあつては、十四万円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七万五十円）とする。

ある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものについては、四万六千五百円)とする。

第一項第四号に掲げる者 五万七千六百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万八千八百円)。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものについては、二万二千二百円)とする。

第一項第五号に掲げる者 三万五千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万七千七百円)。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものについては、一万二千三百円)とする。

七十歳に達する日の属する月の翌月以後の特定疾病給付対象療養に係るものにあつては、二万八千八百円)。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものについては、二万二千二百円)とする。

第三項第二号に掲げる者 二十二万二千六百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十二万六千三百円)とし、第八条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額(その額が八十四万二千円を控除した額に百分の八十四万二千円を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五じ。)に満たないときは、八十四万一千円)から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五

ハ 第三項第三号に掲げる者 十六万七千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、八万三千七百円）と、第八条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十七万九千円。以下このハにおいて同じ。）に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多數回該当の場合にあつては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

三 歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円とする。

八 円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円）

ヘ 第三項第五号に掲げる者 一万五千円  
 ハ （七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七千五百円）

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の特定疾病給付対象療養であつて、外来療養である場合 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、それぞれイ又はロに定める額に二分の一を乗じて得た額）

イ 第三項第一号に掲げる者 一万八千円  
 ロ 第三項第五号又は第六号に掲げる者 八千円

第八条第八項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、当該各号に定める額に二分の一を乗じて得た額）とする。

一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 三万五千四百円

二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の第八条第八項に規定する療養であつて、外来療養である場合 一万五千円

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の第八条第八項に規定する療養であつて、外来療養である場合 八千円

第八条第九項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、当該各号に定める額に二分の一を乗じて得た額）とする。

一 次号に掲げる者以外の者 一万円

二 第一項第二号又は第三号に掲げる者（七十五歳に達する日の属する月の翌月以後に第八条第九項に規定する療養を受けた者及び同項に規定する療養のうち健康保険法施行令第四十二条第九項第二号に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る療養を受けた者を除く。） 二万円

前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第五項の高額療養費算定基準額は、それぞれ十四万四千円とする。

(その他)高額療養費の支給に関する事項  
**第十条** 被保険者が同一の月に一の保険医療機関若しくは保険薬局若しくは法第五十三条第六項第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは運営機関等と総称する。又は指定訪問看護事業者について療養を受けた場合において、法の規定により支払うべき一部負担金、保険外併用療養費負担額(保険外併用療養費の支給につき算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した額をいう。以下この項及び第五項において同じ。)又は訪問看護療養費負担額(訪問看護療養費の支給につき法第六十五条第六項の規定の適用がある場合における当該訪問看護療養費を支給する場合における指定期間看護につき算定した費用の額から当該訪問看護療養費の額を控除した額をいう。以下この項及び第五項において同じ。)又は訪問看護療養費負担額又は訪問看護療養費負担額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額の限度において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払うものとする。

イ 前条第一項第一号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者八万円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した該療養に要した費用の額(その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円)から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。



の第八条第一項から第五項までの規定による高額療養費の支給（家族訪問看護療養費負担額（家族訪問看護療養費の支給につき法第七十八条第三項において準用する法第六十五条第六項の規定の適用がある場合における当該家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護につき算定した費用の額から当該家族訪問看護療養費の額を控除した額をいう。）から第一項各号に掲げる場合には当該場合の区分に応じ当該各号に定める額を、第八条第二項の規定により高額療養費を支給する場合であつて前条第二項各号のいずれかに掲げる区分に該当しているにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けているときについては当該区分に応じ当該各号に定める額を控除した額を限度とするものに限る。）について準用する。この場合において、法第六十五条第六項中「被保險者又は被保險者であつた者が」とあるのは、「被扶養者が」と読み替えるものとする。

被保險者が保険医療機関等若しくは指定訪問看護事業者について原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合、第八条第八項の規定に該当する被保險者が保険医療機関等若しくは指定訪問看護事業者について同項に規定する療養を受けた場合において、法の規定により支払うべき一部負担金、保険外併用による協会の認定を受けた被保險者が保険医療機関等若しくは指定訪問看護事業者について同項に規定する療養を受けた場合は、当該療養に要した費用のうち同条第六項から第九項までの規定により支払うべき一部負担金、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額の支払べき額に相当する額を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払うものとする。

前項の規定による支払があつたときは、被保険者に対し第八条第六項から第九項までの規定による高額療養費の支給があつたものとみなす。

8 法第六十五条第六項及び第七項の規定は、家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護についての第八条第六項から第九項までの規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、法第六十五条第六項中「被保険者又は被保険者であった者が」とあるのは「被扶養者又が」と、「指定訪問看護を」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百七十七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき指定訪問看護を」と読み替えるものとする。

9 歯科診療及び歯科治療以外の診療を併せ行う保険医療機関は、第八条の規定の適用については、歯科診療及び歯科治療以外の診療につきそれぞれ別個の保険医療機関とみなす。

10 被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関について法第五十三条第一項第五号に掲げる療養を含む療養及びそれ以外の療養を受けた場合は、第八条の規定の適用については、当該同号に掲げる療養を含む療養及びそれ以外の療養は、それぞれ別個の保険医療機関について受けたものとみなす。

11 被保険者が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項に規定する加入者又は後期高齢者の医療の被保険者をいう。第十三条第一項において同じ。）とならない場合には、当該日以前（当該厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、同条及び前条第十項の規定を適用する。

12 高額療養費の支給に関する手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

**第十一條** 高額介護合算療養費の支給要件及び支給額

（次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算算定基準額を控除した額（当該額が健康保険法施行令第

〔十三条の二〕第一項に規定する支給基準額（以  
てこの条において「支給基準額」という。）以  
てある場合又は当該七十歳以上介護合算一部  
負担金等世帯合算額の算定につき次項ただし書  
担金等世帯合算額の算定により支  
該当する場合には、零とする。」をいう。）を  
除した額（以下この項において「介護合算一  
部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算  
算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場  
に基準日被保険者に支給するものとし、その  
誤は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介  
護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分  
(第一号)に掲げる額から次項の規定により支  
給される高額介護合算療養費の額を控除した額  
の被扶養者がそれぞれ被保険者又はその被扶  
養者として受けた療養（法第六十七条第一項  
及び第八十二条第一項の規定による保険給付  
に係る率をいう。）を乗じて得た額とする。ただ  
し、同号から第三号までに掲げる額を合算した  
（後又は第四号及び第五号に掲げる額を合算した  
が零であるときは、この限りでない。  
計算期間において、基準日被保険者又はそ  
の被扶養者がそれぞれ被保険者又はその被扶  
養者として受けた療養（法第六十七条第一項  
に係る率をいう。）を乗じて得た額とする。ただ  
し、同号から第三号までに掲げる額を合算した  
が支給される場合にあつては、当該支給額を  
控除した額とする。)  
イ 当該療養（特定給付対象療養を除く。）  
に係る第八条第一項第一号にから今までに  
掲げる額（七十歳に達する日の属する月以  
前の当該療養に係るものにあつては、同一  
の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該  
療養について二万円（七十五歳到達時特  
例対象療養に係るものにあつては、一万五  
百円）以上のものに限る。）を合算した額  
ロ 当該療養（特定給付対象療養に限る。）  
について、当該療養を受けた者がなお負担  
すべき額（七十歳に達する日の属する月以  
前の特定給付対象療養に係るものにあつて  
は、当該特定給付対象療養に係る第八条第  
一項第一号イから今までに掲げる額が同一  
の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該  
特定給付対象療養について二万円（七十五  
歳到達時特例対象療養に係るものにあつ  
ては、一万五百円）以上のものに限る。）  
を合算した額

三 基準日被扶養者が計算期間における被保険者であった間に、当該者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る前号に規定する合算額

四 基準日被保険者又は基準日被扶養者が計算期間における組合員等（第八条の二第七項に規定する組合員等をいう。以下この号及び第四項において同じ。）であつた間に、当該組合員等が受けた療養（前二号に規定する療養を除く。）又はその被扶養者等（同条第八項に規定する被扶養者等をいう。以下この号及び第四項において同じ。）であつた者がその被扶養者等であつた間に受けた療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

五 基準日被保険者又は基準日被扶養者が計算期間に受けた居宅サービス等（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二の二第二項に規定する居宅サービス等をいう。次項において同じ。）に係る同条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合算額（同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

六 基準日被保険者又は基準日被扶養者が計算期間に受けた介護予防サービス等（介護保険法施行令第二十二条の二の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項において同じ。）に係る同条第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額（同令第二十九条の二の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

前項各号に掲げる額のうち、七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養又は居宅サービス等若しくは介護予防サービス等（以下の項及び第五項において「七十歳以上合算対象サービス」という。）に係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額（以下この項において「七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が七十歳以上介護合算定基準額に支給基準額をえた額を超える場合は、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から七十歳

額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算比率（この項に規定する者が計算期間における被保険者であつた間に、当該者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る通算対象負担額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、第一項第一号から第三号までに係る通算対象負担額を合算した額又は同項第四号及び第五号に係る通算対象負担額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

〔介護合算算定基準額〕

**第十二条** 前条第一項（同条第三項において準用する場合を除く。）の介護合算算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第五号までに掲げる者以外の者  
六十七万円

二 基準日の属する月の標準報酬月額が八十三万円以上の被保険者 二百十二万円

三 基準日の属する月の標準報酬月額が五十五万円以上八十三万円未満の被保険者 百四十四万円

四 基準日の属する月の標準報酬月額が二十八万円未満の被保険者（次号に掲げる者を除く。）六十万円

五 市町村民税非課税者（基準日の属する年度の前年度（次条第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいづれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。次項第二号五号において同じ。）である被保険者（第二号及び第三号に掲げる者を除く。）三十四万円

六 前条第二項（同条第三項において準用する場合を除く。）の七十歳以上介護合算算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第六号までに掲げる者以外の者  
五十六万円

二 基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者（次号及び第四号において「第三号適用者」という。）であつて、基準日の属する月の標準報酬月額が八十三万円以上のもの二百十二万円

三 第三号適用者であつて、基準日の属する月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満のもの百四十一万円

四 第三号適用者であつて、基準日の属する月の標準報酬月額が五十三万円未満のもの六十七万円

五 市町村民税非課税者である被保険者（前三号又は次号に掲げる者を除く。）三十一年円

六 被保険者及び基準日の属する月における厚生労働省令で定める日においてその扶養者である者の全てが基準日の属する年度の前年度（次条第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者（第二号から第四号までに掲げる者を除く。）十九万円

日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなしして、前二条の規定を適用する。

**第二章 高額介護合算療養費の支給に関する手続に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。（法第八十六条第二項の政令で定める率）**

**第十四条 法第八十六条第二項の政令で定める率は、一から労働者災害補償保険法施行令（昭和五十二年政令第三十三号）第四条の表傷病補償年金、複数事業労働者傷病年金及び傷病年金の項に定める率を控除して得た率（当該休業手当金の支給事由となつた疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による障害につき国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合は、一から同令第二条の表傷病補償年金、複数事業労働者傷病年金及び傷病年金の項に定める率を控除して得た率）とする。**

**（法第八十九条の政令で定める率）**

**第十五条 法第八十九条の政令で定める率は、一から労働者災害補償保険法施行令第四条の表障害補償年金、複数事業労働者障害年金及び障害年金の項に定める率を控除して得た率（当該障害年金の支給事由となつた障害につき国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合は、一から同令第二条の表障害補償年金、複数事業労働者障害年金及び障害年金の項に定める率を控除して得た率）とする。**

**（法第一百条第四項の政令で定める率）**

**第十六条 法第一百条第四項の政令で定める率は、一から労働者災害補償保険法施行令第四条の表遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金及び遺族年金の項に定める率を控除して得た率（当該遺族年金の支給と同一の事由による死亡につき国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合は、一から同令第二条の表遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金及び遺族年金の項に定める率を控除して得た率）とする。**

**第三章 費用の負担**

**（出産育児交付金）**

**第十七条 各年度の法第一百十二条の二第一項に規定する出産育児交付金（第二十八条及び附則第六条において「出産育児交付金」という。）は、当該年度の同項に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に要する費用の一部に充てるものとする。**

業年度の三月分から当該一の事業年度の翌事業年度の二月分までの保険料（疾病任意継続被保険者に係る保険料にあつては、当該翌事業年度の四月分から三月分までの保険料）として徴収すべき額の見込額に占める当該翌事業年度において納付が見込まれる保険料の額の総額の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定される率をいう。以下同じ。）で除して得た額を第二号に掲げる額で除することにより、当該一の事業年度の三月から用いる疾病保険料率（法第一百二十一条に規定する疾病保険料率をいう。以下同じ。）を算定するものとする。

第一次のイからハまでに掲げる額を合算した額からニに掲げる額を控除した額

イ 法第一百二十一条第二項第一号に掲げる額から同号に規定する保険給付に要する費用のうち法の規定により支払べき一部負担金に相当する額の見込額を控除した額

ハ 法第一百二十一条第二項第二号に掲げる額及び第二号に掲げる費用に限る。）のための収入の見込額のうち当該一の事業年度の財政においてその収入とみなすべき額として協会が定める額

二 一の事業年度の三月から当該一の事業年度の翌事業年度の一月までの各月の被保険者（疾病任意継続被保険者、後期高齢者医療の被保険者等）（法第二条第二項に規定する後期高齢者医療の被保険者等をいう。第二十七条规定において同じ。）である被保険者及び独立行政法人等職員被保険者を除く。次条、第二十二条及び第二十三条（これらの規定を第二十六条及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条並びに第二十五条において同じ。）の総報酬額（標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下同じ。）の総額及び当該一の事業年度の翌事業年度の四月から三月までの各月の疾病任意継続被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額（三月以外の月から用いる疾病保険料率の算定方法）

第二十条 協会は、前条の規定にかかわらず、その変更しようとする疾病保険料率を三月以外の月から用いようとするときは、厚生労働省令

一 定めるところにより、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を予定保険料納付率で除して得た額を第三号に掲げる額で除することにより、疾病保険料率を算定するものとする。

二 一 当該変更後の疾病保険料率を用いる最初の月（次号及び第三号並びに次条第二項において「適用月」という。）の属する事業年度における前条第一号に掲げる額

二 次のイからハまでに掲げる適用月の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ又はハに掲げる月以外の月 属する事業年度の前事業年度の三月から当該適用月の前月までの各月の被保険者の総報酬額の総額及び当該適用月の属する事業年度の四月から当該適用月の前月までの各月の疾病任意継続被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額に当該変更前の疾病保険料率を乗じて得た額に当該適用月の属する事業年度における予定保険料納付率を乗じて得た額

ロ 四月 当該四月の前月の被保険者の総報酬額の見込額に当該変更前の疾病保険料率を乗じて得た額に当該四月の属する事業年度における予定保険料納付率を乗じて得た額

ハ 五月 当該五月の前々月及び前月の被保険者の総報酬額の総額並びに当該五月の前月の疾病任意継続被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額に当該変更前の疾病保険料率を乗じて得た額に当該五月の属する事業年度における予定保険料納付率を乗じて得た額

三 適用月から当該適用月の属する事業年度の二月までの各月（適用月が二月の場合にあつては、当該二月）の被保険者の総報酬額の総額及び当該適用月から当該適用月の属する事業年度の三月までの各月の疾病任意継続被保険者の総報酬額の合算額の見込額

（特定保険料率の算定方法）

第二十一条 協会は、第十九条の規定により疾病保険料率を決定した場合には同条第一号ロに掲げる額を同条第二号に掲げる額で除することにより、特定保険料率（法第二百二十二条第十項に規定する特定保険料率をいう。次項において同じ。）を算定するものとする。次項において同じ。）を算定するものとする。

協会は、前条の規定により疾病保険料率を変更した場合には、第十九条第一号ロに掲げる額





規定 保険法の 規定中 読み替 える	厚生年金 保険法の 規定中 読み替 える字句	読み替 える字句	読み替 える字句	第一項 (保険料等の収納期限)	第二項 第十一第六項 同条第一項	第三項 第十第一項 前各項から前項まで
				第四十一条 機構において国の毎会計年度所属の保険料等を収納するのは、翌年度の四月三十日限りとする。 (機構による収納手続)	第四十二条 機構は、保険料等につき、法第一百五十三条の六第一項の規定による収納を行つたときは、当該保険料等の納付をした者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領收証書を交付しなければならない。この場合において、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該収納を行つた旨を年金特別会計の歳入徴収官に報告しなければならない。	第四十三条 機構は、収納職員による保険料等の収納及び当該収納した保険料等の日本銀行への送付に関する帳簿を備え、当該保険料等の収納及び送付に関する事項を記録しなければならない。(帳簿の備付け)

規定 保険法の 規定中 読み替 える	厚生年金 保険法の 規定中 読み替 える字句	読み替 える字句	読み替 える字句	第一項 (政令で定める法人)	第二項 第百条の 前二項 各号	第三項 第十第三項 前二項 各号
				第四十六条 法附則第三条第一項の政令で定めるものは、次のとおりとする。 (市町村民税経過措置対象被保険者による高額療養費の支給に関する特例)	第四十七条 法附則第三条第一項に規定する給付の事業(以下「給付事業」という。)を行うことを目的とするもの	第四十八条 法附則第三条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。 (政令で定める要件等)

規定 保険法の 規定中 読み替 える	厚生年金 保険法の 規定中 読み替 える字句	読み替 える字句	読み替 える字句	第一項 二 当該船舶所有者に使用される被保険者の大半数が給付事業に入するものであること。	第二項 三 給付事業に要する費用は法附則第三条第三項の規定による掛金によって充てられ、かつ、当該掛金は給付事業に要する費用以外の費用に充てられないものであること。	第三項 四 給付事業に係る経理は、他の事業に係る経理と区分して行うものであること。
				第五項 五 その定款において、給付事業を廃止した場合に給付事業に係る残余の資産が船員保険に関する事業を行つ法人に帰属する旨の定めがあること。	第六項 六 前各号に掲げるもののほか、給付事業が適正かつ確実に実施されるため必要なものとして厚生労働省令で定める要件を備えていること。	第七項 七 第一項、第二項及び前項の市町村民税経過措置対象被保険者は、被保険者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

規定 保険法の 規定中 読み替 える	厚生年金 保険法の 規定中 読み替 える字句	読み替 える字句	読み替 える字句	第一項 八 第二項第二号の高額療養費算定基準額は、第十条第二項第三号に定める額とする。	第二項 九 市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者の被扶養者が同一の月に受けた療養のあつた月が平成十九年八月から平成十九年七月までの場合は、地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第五号)附則第六条第二項に該当する者	第三項 一 その被扶養者の療養のあつた月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合は、地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第五号)附則第六条第二項に該当する者
				第三項 二 その被扶養者の療養のあつた月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合は、地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第五号)附則第六条第二項に該当する者	第四項 四 第二項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。)を適用する。	第五項 五 第二項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。)を適用する。

れかに該当しなくなつたときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和二十八年九月一日から施行する。

(市町村民税経過措置対象被保険者による高額療養費の支給に関する特例)

第二条 市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養に係る高額療養費については、第九条第一項中「次項又は第三項」とあるのは、「第三項又は附則第三条第二項」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第十一条第三項中「第一項各号」とあるのは、「第一項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。」を適用する。

第三条 第二項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。)とあるのは、「次号」と、「同条第一項又は第二項」とあるのは、「同条第一項若しくは第二項又は附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項の」と、「次号又は第三号」とあるのは、「次号」と、「同条第一項又は第二項」とあるのは、「同条第一項若しくは第二項又は附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項若しくは附則第三条第二項」と、「以下この条並びに次条第一項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。」を適用する。

第四条 第二項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。)とあるのは、「次号」と、「被保険者」とあるのは、「附則第三条第七項に規定する市町村民税経過措置対象被保険者」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第十一条第三項中「第一項各号」とあるのは、「第一項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。」を適用する。

第五条 第二項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。)とあるのは、「次号」と、「被保険者」とあるのは、「附則第三条第七項に規定する市町村民税経過措置対象被保険者」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第十一条第三項中「第一項各号」とあるのは、「第一項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。」を適用する。

第六条 第二項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。)とあるのは、「次号」と、「被保険者」とあるのは、「附則第三条第七項に規定する市町村民税経過措置対象被保険者」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第十一条第三項中「第一項各号」とあるのは、「第一項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。」を適用する。

第七条 第二項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。)とあるのは、「次号」と、「被保険者」とあるのは、「附則第三条第七項に規定する市町村民税経過措置対象被保険者」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第十一条第三項中「第一項各号」とあるのは、「第一項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。」を適用する。

第八条 第二項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。)とあるのは、「次号」と、「被保険者」とあるのは、「附則第三条第七項に規定する市町村民税経過措置対象被保険者」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第十一条第三項中「第一項各号」とあるのは、「第一項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。」を適用する。

第九条 第二項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。)とあるのは、「次号」と、「被保険者」とあるのは、「附則第三条第七項に規定する市町村民税経過措置対象被保険者」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第十一条第三項中「第一項各号」とあるのは、「第一項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。」を適用する。

第十条 第二項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。)とあるのは、「次号」と、「被保険者」とあるのは、「附則第三条第七項に規定する市町村民税経過措置対象被保険者」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第十一条第三項中「第一項各号」とあるのは、「第一項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。」を適用する。

第十一条 第二項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。)とあるのは、「次号」と、「被保険者」とあるのは、「附則第三条第七項に規定する市町村民税経過措置対象被保険者」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第十一条第三項中「第一項各号」とあるのは、「第一項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。」を適用する。

第十二条 第二項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。)とあるのは、「次号」と、「被保険者」とあるのは、「附則第三条第七項に規定する市町村民税経過措置対象被保険者」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第十一条第三項中「第一項各号」とあるのは、「第一項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。」を適用する。

第十三条 第二項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。)とあるのは、「次号」と、「被保険者」とあるのは、「附則第三条第七項に規定する市町村民税経過措置対象被保険者」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第十一条第三項中「第一項各号」とあるのは、「第一項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。」を適用する。

第十四条 第二項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。)とあるのは、「次号」と、「被保険者」とあるのは、「附則第三条第七項に規定する市町村民税経過措置対象被保険者」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第十一条第三項中「第一項各号」とあるのは、「第一項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。」を適用する。

第十五条 第二項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。)とあるのは、「次号」と、「被保険者」とあるのは、「附則第三条第七項に規定する市町村民税経過措置対象被保険者」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第十一条第三項中「第一項各号」とあるのは、「第一項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。」を適用する。

第十六条 第二項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。)とあるのは、「次号」と、「被保険者」とあるのは、「附則第三条第七項に規定する市町村民税経過措置対象被保険者」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第十一条第三項中「第一項各号」とあるのは、「第一項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。」を適用する。

第十七条 第二項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。)とあるのは、「次号」と、「被保険者」とあるのは、「附則第三条第七項に規定する市町村民税経過措置対象被保険者」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第十一条第三項中「第一項各号」とあるのは、「第一項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。」を適用する。

第十八条 第二項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。)とあるのは、「次号」と、「被保険者」とあるのは、「附則第三条第七項に規定する市町村民税経過措置対象被保険者」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第十一条第三項中「第一項各号」とあるのは、「第一項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。」を適用する。

第十九条 第二項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。)とあるのは、「次号」と、「被保険者」とあるのは、「附則第三条第七項に規定する市町村民税経過措置対象被保険者」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第十一条第三項中「第一項各号」とあるのは、「第一項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。」を適用する。

第二十条 第二項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。)とあるのは、「次号」と、「被保険者」とあるのは、「附則第三条第七項に規定する市町村民税経過措置対象被保険者」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第十一条第三項中「第一項各号」とあるのは、「第一項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。」を適用する。

第二十一条 第二項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。)とあるのは、「次号」と、「被保険者」とあるのは、「附則第三条第七項に規定する市町村民税経過措置対象被保険者」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第十一条第三項中「第一項各号」とあるのは、「第一項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。」を適用する。

第二十二条 第二項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。)とあるのは、「次号」と、「被保険者」とあるのは、「附則第三条第七項に規定する市町村民税経過措置対象被保険者」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第十一条第三項中「第一項各号」とあるのは、「第一項第一号イからハまで並びに第二号イ及び第二号を除く。」を適用する。





（船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）  
昭和五十二年三月三十一日以前に発した船員

保険法第二十三条ノ七第二項に規定する職務上の事由による疾病若しくは負傷及びこれにより発した疾病により廃疾となり、若しくは死亡したことにより支給される障害年金若しくは遺族年金で昭和五十五年六月及び七月の月分のもの若しくは障害手当金若しくは同法第四十二条から第四十二条ノ三まで若しくは第五十条ノ八に規定する一時金で同年六月一日から同年七月三十一日までの間に支給すべき事由の生じたもの又は昭和五十二年三月三十一日以前に最後に同法第十七条の規定による被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた被保険者であつた者に支給すべき事由による傷病手当金で昭和五十五年六月一日から同年七月三十一日の間に係るものについては、第三条の規定によつて改正後の船員保険法施行令第十三条の表中「船員保険法施行令」とあるのは「船員保険法施行令」の一部を改正する政令（昭和五十五年政令第二百四号）による改正前の船員保険法施行令と読み替えて、同条の規定を適用する。（厚生年金保険法、船員保険法及び国民年金法による年金の額の改定に関する政令の廃止に伴う経過措置）

附則（昭和五六年二月二日政令第一四二号）

この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年三月一日）から施行する。ただし、第一条中健康保険法施行令第七十四条の次に六条及び一章を加える改正規定（同令第七十八条及び第四章に係る部分を除く。）、第三条中船員保険法施行令第三条の二の二に四条を加える改正規定（同令第三条の二の二に係る部分を除く。）及び同令第四条の六の次に二条を加える改正規定、第四条中國家公務員共済組合法施行令第十二条の三の二の次に四条を加える改正規定（同令第十二条の三の三に係る部分を除く。）、第五条中公企事業体職員等共済組合法施行令第一条の二の五の前に三条を加える改正規定及び同令第四条の八第二項の改正規定、第六条中地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の二の次に四条を加える改正規定（同令第二十三条の三に係る部分を除く。）並びに第七条の規定（私立学校教職員共済組合法施行令第十条の五の改正規定を除く。）は、同令四月一日から施行する。

附則（昭和五六年一〇月三〇日政令第三三号）

2 この政令は、昭和五十六年十一月一日から施行する。

昭和四十五年十月以前の月分の障害年金（昭和四十一年二月一日において当該障害年金を受ける権利を有していた者に支給するものに限る。）に係る船員保険法（以下「法」という。）第四十二条第一項、第四十二条ノ二、第四十二条ノ第三項及び第五十条ノ八第一号に規定する政令で定める部分は、改正後の第四条の二の二及び第四条の五の二第一項の規定にかわらず、次の各号の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 昭和四十一年一月以前の月分の障害年金 当該年金額（加給金の額を含む。以下同じ。）

二 昭和四十一年二月から昭和四十四年十月までの月分の障害年金 当該年金額から健康保険法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十三号）附則別表上欄に規定する等級に応じ同表中欄に規定する金額の二倍に相当する額を控除した額

三 昭和四十四年十一月から昭和四十五年十月までの月分の障害年金 当該年金額から厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十八号）附則第二十四条の表上欄に規定する等級に応じ同表中欄に規定する金額の二倍に相当する額を控除した額

昭和四十五年十月以前の月分の遺族年金（昭和四十一年二月一日において当該遺族年金を受ける権利を有していた者に支給するものに限る。以下同じ。）に係る法第五十条ノ八第一号に規定する政令で定める部分は、改正後の第四条の五の二第二項の規定にかかわらず、次の各号の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 昭和四十一年一月以前の月分の遺族年金 当該年金額

二 昭和四十一年二月から昭和四十四年十月までの月分の遺族年金 当該年金額から二万四百円を控除した額

三 昭和四十四年十一月から昭和四十五年十月までの月分の遺族年金 当該年金額から三万一千二百円を控除した額

定にかかるらず、次の各号の区分に従い、当該各号ごと定める額とする。

中「五万千円」とあるのは、「三万九千円」とする。

保険法の規定による家族高額療養費又は国民健康保険法の規定による高額療養費に係る療養を受ける者については厚生大臣、国家公務員共済組合法の規定による家族高額療養費に係る療養を受ける者は大蔵大臣、公共企業体職員等共済組合法の規定による家族高額療養費に係る療養を受ける者については同法第八十四条に規定する主務大臣、地方公務員等共済組合法の規定による家族高額療養費に係る療養を受けた者については自治大臣、私立学校教職員共済組合法の規定による家族高額療養費に係る療養を受ける者は文部大臣とする。昭和五十七年九月一日から同年十二月三

日以前の日に係る職務上の事由による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた職務上の事由による障害手当金及び船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ八に規定する一時金の額（障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。）については、なお従前の例による。

附 則（昭和五九年三月一七日政令第三五号）抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十九年四月一日）から施行する。

五号)  
抄

**第一条** この政令は、國家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための法律（昭和五十九年四月一日）の施行の日（昭和五十九年四月一日）から施行する。

行期日) 六号) 抄 阿貝時和五九年八月八日政令第一

1 この政令は、昭和五十九年八月一日から施行す	九州海運局長	神戸海運局長	札幌陸運局長	仙台陸運局長	新潟陸運局長	東京陸運局長
附 四七号	九州運輸局長	神戸海運監理部 長	北海道運輸局長	東北運輸局長	新潟運輸局長	関東運輸局長
福岡陸運局長	中部運輸局長	近畿運輸局長	中国運輸局長	四国運輸局長	四国運輸局長	四国運輸局長
高松陸運局長	九州運輸局長					
大阪陸運局長						
広島陸運局長						

2  
昭和五十九年七月以前の月分の職務上の事中による障害年金及び遺族年金の額、同月三十二

八号) 第百二十六条の五第二項 (私立学校教職員共済組合法 (昭和二十八年法律第二百四十一号) 第二十五条第一項において準用する場合を含む。) 又は地方公務員等共済組合法 (昭和二十七年法律第二百五十二号) 第百四十四条の二第一項に規定する任意継続組合員の資格を有する者は、この政令による改正後の国家公務員等共済組合法施行令第五十三条本文、地方公務員等共済組合法施行令第四十九条の二本文又は私立学校教職員共済組合法施行令第十条の二十二本文の規定にかかるらず、昭和五十九年十一月六日から昭和六十年三月までの期間について国家公務員等共済組合法第二百二十六条の五第三項 (私立学校教職員共済組合法第二十五条第一項において準用する場合を含む。) 又は地方公務員等共済組合法第二百四十四条の二第三項の規定によ

北海海運局長	東北運輸局長	東北運輸局長
東北運輸局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）	東北運輸局長	東北運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）及び新潟海運監理部	新潟運輸局長	新潟運輸局長
関東海運局長	関東運輸局長	関東運輸局長
東海海運局長	中部運輸局長	中部運輸局長
近畿海運局長	近畿運輸局長	近畿運輸局長
中国海運局長	中国運輸局長	中国運輸局長

る場合を含む。)については、これらの規定中「五万千円」とあるのは、「四万五千円」とす

附則（昭和五七年八月三日政令第二三六号）  
の政令は、昭和五十七年十月一日から施行

北海海運局長	北海道運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）	東北運輸局長

**第一条** この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十九年十月一日）から適用する。

八号抄  
(施行期日等)

神戸海運局長	神戸海運監理部
四国海運局長	四国運輸局長
九州海運局長	九州運輸局長
仙台陸運局長	北海道運輸局長
東京陸運局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	関東運輸局長
福岡陸運局長	四国運輸局長
	九州運輸局長

八号) 第百二十六条の五第二項 (私立学校教職員共済組合法 (昭和二十八年法律第二百四十一号) 第二十五条第一項において準用する場合を含む。) 又は地方公務員等共済組合法 (昭和二十七年法律第二百五十二号) 第百四十四条の二第一項に規定する任意継続組合員の資格を有する者は、この政令による改正後の国家公務員等共済組合法施行令第五十三条本文、地方公務員等共済組合法施行令第四十九条の二本文又は私立学校教職員共済組合法施行令第十条の二十二本文の規定にかかるらず、昭和五十九年十一月六日から昭和六十年三月までの期間について国家公務員等共済組合法第二百二十六条の五第三項 (私立学校教職員共済組合法第二十五条第一項において準用する場合を含む。) 又は地方公務員等共済組合法第二百四十四条の二第三項の規定によ

## 五職第三を共る等立本が立共い共い







<p><b>附 則</b> (平成一五年一〇月二二日政令第二四六一号) 抄 (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、公布の日から施行する。 (健康保険法施行令及び船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><b>第三条</b> 第二条の規定による改正後の健康保険法施行令第四十二条第二項第四号及び船員保険法施行令第十条第二項第四号の規定は、療養のあつた月が平成十六年八月以後の場合における高額療養費算定基準額について適用し、療養のあつた月が同年七月までの場合における高額療養費算定基準額については、なお従前の例による。</p>	<p><b>附 則</b> (平成一六年六月二五日政令第二一五号) (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、法の施行の日 (平成十六年九月十七日) から施行する。</p>
---	--

<p><b>附 則</b> (平成一六年七月九日政令第二三号) (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成十六年七月一日から施行する。</p> <p><b>第二条</b> この政令の施行の日 (以下「施行日」という。)において現に障害年金を受ける権利を有する者には、施行日以後もなお従前の例により当該障害年金を支給する。</p> <p><b>第三条</b> この政令の施行の日 (以下「施行日」という。)において現に障害年金を受ける権利を有する者には、施行日以後もなお従前の例により当該障害手当金及び船員保険法第四十二条に規定する一時金であって、施行日においてまだ障害年金のうち平成十六年六月以前の月に係る分並びに同月三十日以前に支給すべき事由の生じた障害手当金及び船員保険法第四十二条に規定する一時金であって、施行日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。</p>	<p><b>附 則</b> (平成一六年一月八日政令第二二五号) (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成十六年七月一日から施行する。</p>
--	--

<p><b>附 則</b> (平成一六年七月九日政令第二三号) (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成十六年八月一日から施行する。</p> <p><b>第二条</b> この政令は、平成十六年七月一日から施行する。</p> <p><b>第三条</b> この政令は、平成十六年七月一日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> (平成一七年五月二日政令第一七三号) (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>第二条</b> この政令は、新船保険法施行令の一部改正に伴う経過措置</p>
---	--

<p><b>附 則</b> (平成一七年六月一日政令第一九五号) (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</p>	<p><b>附 則</b> (平成一八年三月二三日政令第六〇号) (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令の施行の日前に支給すべき事由の生じた船員保険法第四十条第三項に規定する障害手当金及び船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額 (障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。)並びに同年八月までの場合は、なお従前の例による。</p> <p><b>第二条</b> 新船保険法第八条第二項の規定は、被扶養者が療養を受ける月が平成十七年九月以後の場合における同項の収入の額について適用し、扶養者が療養を受ける月が同年八月までの場合は、なお従前の例による。</p>
---	--





月三十一日まで」と読み替えて、同条から新船保令第十三条の四までの規定を適用する。

一 新船保令第十三条の二第一項及び第二項  
(一)これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による高額介護合算療養費の支給

イ この項の規定により新船保令第十三条の二を読み替えて適用する場合の同条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同条第一項の介護合算算定基準額を控除した額(当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とす。)及び同項に規定する七十歳以上介護合算支給額を合算した額

ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる額に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の介護合算算定基準額を控除した額(当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を合算した額

イ この項の規定により新船保令第十三条の二を読み替えて適用する場合の同条第四項に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額を合算した額(当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を合算した額

ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる額に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の介護合算算定基準額を控除した額(当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を合算した額

イ この項の規定により新船保令第十三条の二を読み替えて適用する場合のイに掲げる額に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の介護合算算定基準額を控除した額(当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を合算した額



用については、同条第二項中「前項」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号。次項において「改正令」という。）附則第八条第五項の規定により読み替えた前項」と、同条第三項中「当該各号」とあるのは「当該各号（同項第二号又は第三号の規定を改正令附則第八条第五項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、第一項第一号並びに同条第五項の規定により読み替えた第一項第二号及び第三号）」とする。

6

新船保令第十一条第四項及び第五項の規定は、施行日以後平成二十年度特例措置対象被保険者等が外来療養（新船保令第九条第五項に規定する外来療養をいう。）を受けた場合において、船員保険法の規定により支払うべき一部負担金等の額（同法第三十一条ノ六第一項に規定する一部負担金等の額をいう。）についての支払が行われなかつたときの新船保令第九条第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、新船保令第十一条第四項中「当該療養に要した費用のうち同条第六項から第八項までの規定による高額療養費として被保険者に支給すべき額を」とあるのは「同条第五項の規定による高額療養費について、当該一部負担金等の額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改定する政令（平成二十年政令第三百五十七号）附則第八条の規定による高額療養費算定基準額（当該外来療養につき算定した費用の額に百分の十を乗じて得た額が当該高額療養費算定基準額を超える場合にあつては、当該乗じて得た額を控除した額の限度において、」と、同条第五項中「第九条第六項から第八項まで」とあるのは「第九条第五項」と読み替えるものとする。

新船保令第十一条第一項に規定する改正前の規定による改正前の第九条第一項の規定

二

（施行期日）抄

八五号

附則（平成二一年七月一七日政令第一

（施行期日）

三九号

附則（平成二一年五月二二日政令第一

（施行期日）

三一〇号

附則（平成二一年三月三一日政令第五

（施行期日）

七号

附則（平成二二年三月三一日政令第六

（施行期日）

五号

附則（平成二二年三月三一日政令第七

（施行期日）

五号

附則（平成二三年三月三一日政令第五

（施行期日）

六号

附則（平成二三年三月三一日政令第五

	附 則 (平成二十三年三月三一日政令第九 二号) 抄
(施行期日)	
第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。	
(船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)	
第三条 施行日前に行われた療養に係る船員保険法の規定による高額療養費の支給(次項に規定する療養に係るもの)を除く。)及び高額介護合算	

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。	第一 条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)	
第四条 施行日前に行われた療養に係る船員保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。	第二 条 第一条の規定による改正後の船員保険法施行令第九条第六項又は第七項の規定は、平成二十一年五月一日から施行日の前日までに行われた
この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。	療養であつて、第二条の規定による改正前の船員保険法施行令(以下この項において「旧船保令」という。)附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する旧船保令第八条第六項に規定する特定給付対象療養又は旧船保令第八条第七項に規定する特定疾患給付対象療養に該当するものに係る船員保険法の規定による高額療養費の支給についても適用する。
(施行期日)	
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。	
(船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)	
第四条 施行日前に行われた療養に係る船員保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。	
この政令は、公布の日から施行する。	
附 則 (平成二十四年三月二八日政令第一 一三号) 抄	

第一条 この政令は、平成二十五年三月一三日政令第五 七号) 抄	第一 条 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。
(施行期日)	
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。	
附 則 (平成二十五年三月一三日政令第五 七号) 抄	
(施行期日)	
第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。	
この政令は、公布の日から施行する。	
附 則 (平成二十五年三月二一日政令第九 六号) 抄	
(施行期日)	
この政令は、公布の日から施行する。	
附 則 (平成二六年三月二八日政令第一 二九号) 抄	
(施行期日)	
第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。	
(船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)	
第三条 施行日前に行われた療養に係る船員保険法の規定による高額療養費の支給(次項に規定する療養に係るもの)を除く。)及び高額介護合算	

第一条 この政令は、平成二七年三月三一日政令第一 八〇号) 抄	第一 条 この政令は、所得税法等の一部を改正する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(施行期日)	
第一条 この政令は、平成二十八年五月一日から施行する。	
附 則 (平成二八年五月二五日政令第二 二六号) 抄	
(施行期日)	
第一条 この政令は、所得税法等の一部を改正する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	
附 則 (平成二八年一二月二六日政令第一 四〇〇号) 抄	
(施行期日)	
第一条 この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。	
附 則 (平成二九年三月三一日政令第一 八号) 抄	
(施行期日)	
第一条 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。	
附 則 (平成二七年九月三〇日政令第三 四二号) 抄	
(施行期日)	
第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。	
附 則 (平成二九年七月二八日政令第二 一三号) 抄	
(施行期日)	
第一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。	
(船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)	
第四条 第三条の規定による改正後の船員保険法施行令第十条第一項に規定する資格を喪失し	

